◆在宅人工呼吸器使用患者支援事業

指定難病及び特定疾患治療研究事業対象患者で、かつ当該指定難病及び特定疾患を主たる要因として、**在宅で人工呼吸器を使用し、医師が訪問看護を必要と認める患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の費用を県が負担します。**

公費負担の対象となる訪問看護

原則として、1日につき4回目以降の訪問看護について、**患者様1人あたり年間 260 回（原則1週間につき5回）を限度に支払います。**

・医師による訪問看護指示料	1月に1回に限り 3,000 円
・訪問看護ステーションが行う保健師または看護師による訪問看護費用	1回につき 8,450 円
・訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護費用	1回につき 7,950 円
・その他の医療機関が行う保健師または看護師による訪問看護費用	1回につき 5,550 円
・その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護費用	1回につき 5,050 円

ただし、**1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う場合には、特例措置として3回目に対して支払います。**

・保健師または看護師による訪問看護費用	1回につき 2,500 円
・准看護師による訪問看護費用	1回につき 2,000 円

在宅人工呼吸器使用患者支援事業リーフレット

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/documents/r6zinkoukokyuukisiyoukanzyasienzigyou.pdf

↑URL　　QR コード→

この制度を利用するためには、**訪問看護ステーション等医療機関と県で「委託契約」を締結する**とともに、申請者からの「支援事業参加申請」が必要です。

申請・手続き等

＜申請者＞対象者として決定されることが必要です

以下書類を最寄りの保健所にご提出ください

① 「在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加申請書」（②, ③を添付してください。）

② 訪問看護にかかる**主治医の訪問看護指示書**及び**訪問看護計画書**

③ 指定難病特定医療費受給者証または特定疾患医療受給者証 （他制度による公費負担医療の給付を受けている場合は、**当該疾患にかかる臨床調査個人票**）

＊在宅人工呼吸器使用患者支援事業の対象期間は、1年を限度（医療費受給者証の有効期限）としています。

＊保健所一覧は 27 ページまたは 48 ページをご覧ください

＜訪問看護ステーション等医療機関＞

在宅人工呼吸器使用患者支援事業を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は, **県との委託契約が必要**となります。　**委託契約に係る詳細は茨城県保健医療部疾病対策課**にお問合せください。

◆レスパイト事業

レスパイト事業は、**在宅で療養している難病患者を介護する方を支援する事業です。**
レスパイト事業には、**1.レスパイト入院事業　と 2.在宅レスパイト事業**の2つの事業があります。

1. 在宅難病患者一時入院事業（レスパイト入院）

＜事業の概要＞

（1）在宅で療養している難病患者を介護する方が、休養をとりたいときや病気・けが、冠婚葬祭などで、介護が出来ない時などに、患者を適切な医療機関（委託医療機関）に、一時入院が出来るよう支援いたします。

（2）対象者：（以下の全てを満たす方）

①茨城県に住所を有する方

②在宅で療養する指定難病及び特定疾患治療研究事業対象疾病のうち、医療受給者証を保持し、当該疾病を主たる要因として、人工呼吸器を装着している方、または気管切開をしている方（気管切開でなく、鼻・顔マスクでの人工呼吸器の場合は、24 時間装着）

③在宅で療養しており、介護する方の事情により在宅で療養することが一時的に困難になった方（介護する方の休養、病気・けが、冠婚葬祭等）

④病状の安定している方

（3）入院期間・入院回数

入院期間は、**同一年度（4 月～3 月）につき原則 21 日以内**です。
但し、**連続して入院出来る期間は 14 日以内**です。

（4）留意点

①事業の趣旨が、介護する方の休養である事から入院中に特別な治療は行いません。

②受入れ医療機関は、茨城県と契約している医療機関（49 ページ）に限られます。

③受入れ医療機関との日程調整が必要となります。
ベッドの空き状況や患者の病状などによって、一時入院が難しい場合がありますのでご了承願います。

④一時入院期間中、治療が必要になった場合等は医療入院に移行する場合もあります。
その場合、原則は受け入れ先の医療機関の医療や看護体制でのケアになります。

＜申請方法・調整＞

① 本事業利用時は、申請手続きが必要となります。管轄保健所の担当者へお問い合わせください。

② 本事業の初回利用時は、難病診療連携拠点病院（茨城県立中央病院）の難病相談連絡員が調整します。2 回目以降は、管轄保健所担当者が調整します。

③ 申請手続き後、保健所担当者が、ご自宅へ訪問し患者の様子を確認させていただきます。

※初回利用時の場合は、難病相談連絡員も同行訪問します。その際、受入れ先の病棟看護師への引き継ぎ資料作成のために、患者や介護者、訪問看護師へ在宅での生活状況（ケア・処置方法、コミュニケーション方法等）を確認させていただきます。（状況によっては受け入れ先の医療機関担当者への事前訪問をお願いする場合もあります。）

レスパイト入院事業リーフレット

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/documents/r7nanbyo-resupaitonyuin.pdf

↑URL　　QR コード→

レスパイト入院事業流れ

新規利用時は、難病相談連絡員が調整します。
２回目以降は、保健所担当者が調整となります。

①申請者（介護者）は、お住いの管轄保健所へ申し出をする

- 基本、申請者からの申し出となりますが、申請者以外（ケアマネージャー、訪問看護師等）からのご相談は、まず管轄保健所担当者へご相談をお願いします。新規利用の場合は、保健所から難病相談連絡員へ連絡、調整に入ります。
- 初回は、手続き書類関連や受け入れ先医療機関との調整等に時間を要しますので、1 か月以上前にはご相談をお願いします。2回目以降の利用時も、利用する医療機関のベッド空き状況等もありますので、早めにご相談ください。

②主治医に「診療情報提供書」を作成してもらう　様式第３号「在宅難病患者一時入院事業診療情報提供書」

- 主治医に本事業専用用紙の「診療情報提供書」を作成してもらってください。
- 受診歴のない医療機関の場合は、「診療情報提供書」を見てからの受入れのお返事となりますので、早めに作成の依頼をお願いします。

※基本、申請者から作成の依頼となりますが、状況によっては、保健所担当者から作成の依頼をお願いします。診療情報提供書作成には時間がかかります。お子様の場合は、大学病院が多いため １ ヶ月以上かかる場合があります。尚、様式第3号の用紙は、茨城県立中央病院難病事業のホームページからダウンロード可能です。

③申請書類を提出する（利用の都度）　様式第２号「在宅難病患者一時入院申請書」

- 利用希望日の 14 日前までに所定の申請書類を県（管轄保健所経由で）へ提出するように説明をお願いします。
- 緊急性が高いと県が認めたときは、口頭による申請を可能とし、事後速やかに申請を行う。

④患者宅へ訪問　事前訪問の日時の調整、訪問看護サマリー依頼

- 新規利用時は、難病相談連絡員と保健所担当者、受け入れ医療機関担当者（状況にもよる）が、ご自宅へ訪問します。保健師は事前訪問日の調整、訪問看護サマリーを依頼してください。
- 受け入れ医療機関の看護師へ引き継ぎ資料作成のため、患者さんの身体・精神的状況、生活状況（コミュニケーション方法、ケア・処置方法等）を確認します。
- 本事業についての説明、必要持参物品、送迎等の調整をします。
- 受け入れ医療機関との調整（日程、入院中のケア等）を行います。

⑤利用決定　様式第４号「在宅難病患者一時入院承認（不承認）通知書」／様式第５号「在宅難病患者一時入院決定通知書」

- 県庁疾病対策課において、申請内容を確認、審査の上、利用を決定します。県庁疾病対策課より保健所経由で申請者宛てへ「在宅難病患者一時入院承認（不承認）通知書」をお送りします。
- 県庁疾病対策課より医療機関宛てに「在宅難病患者一時入院決定通知書」をお送りします。

⑥受け入れ医療機関へ入院　入院時立ち合い

- 難病相談連絡員（初回のみ）、保健所担当者は、入院時立ち合います。持参物品の搬送のお手伝い、病棟看護師への引き継ぎを行います。

⑦医療機関担当者は、報告書（様式第６号）を県庁疾病対策課へ提出する

- 派遣終了後、毎月 10 日までに、県庁疾病対策課宛てに終了報告書等書類の提出をお願いします。
- 提出物：①在宅難病患者一時入院患者退院報告書　②茨城県在宅難病患者一時入院事業委託費請求書

2. 在宅レスパイト事業

＜事業の概要＞

(1)在宅で療養している難病患者を介護する方が、休養をとりたいときや病気・けが、冠婚葬祭などで、介護が出来ない時、一時入院ができない場合には、代わりの看護人を自宅に派遣し、支援いたします。

(2)**対象者**:(以下の全てを満たす方)

①茨城県に住所を有する方

②在宅で療養する指定難病及び特定疾患治療研究事業対象疾病のうち、医療受給者証を保持し、当該疾病を主たる要因として、**人工呼吸器を装着(24 時間)している方**

③在宅で療養しており、介護する方の事情により在宅で療養することが一時的に困難になった方(介護する方の休養、病気・けが、冠婚葬祭等)

④**病状の安定している方**

(3)**利用時間**

原則 1 月あたり **4 時間以内**です。　同一年度につき **48 時間以内**です。

(4)留意点

①看護人の交通費は申請者の自己負担となります。

②**受入れ訪問看護事業者等**は、**茨城県と契約している事業所等に限られます。**
契約事業所については、難病診療連携拠点病院(**茨城県立中央病院)の難病相談連絡員または、県庁疾病対策課**までお問い合わせください。

③受入れ訪問看護事業者との日程調整が必要となります。
訪問看護事業者の空き状況や患者の病状などによって、在宅レスパイトが難しい場合がありますのでご了承願います。

④おおむね、人工呼吸器管理や吸引等、見守りを中心とした看護の提供となります。
その場合、原則は受け入れ先の医療機関の医療や看護体制でのケアになります。

＜申請方法・調整＞

①ご利用時は、申請手続きが必要となります。管轄保健所の担当者へお問い合わせください。

②本事業の**初回利用時は、茨城県立中央病院の難病相談連絡員**が調整します。
2 回目以降は、管轄保健所担当者が調整します。

③申請手続き後、**保健所担当者が、ご自宅へ訪問し患者の様子を確認させていただきます。**

※初回利用時の場合は、難病相談連絡員も同行訪問します。その際、本事業について、患者、介護者へ説明いたします。普段利用されていない訪問看護事業所からの派遣の場合は、サービスを受けている訪問看護師より、患者さんについての引き継ぎをします。

在宅レスパイト事業リーフレット

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/documents/r7nanbyo-zaitakuresupaito.pdf

↑URL　　QR コード→

在宅レスパイト事業流れ

新規利用時は、難病相談連絡員が調整します。
２回目以降は、保健所担当者が調整となります。

①申請者（介護者）は、お住いの管轄保健所へ申し出をする

- 基本、申請者からの申し出となりますが、申請者以外（ケアマネージャー、訪問看護師等）からのご相談は、まず管轄保健所担当者へご相談をお願いします。その後、保健所から難病相談連絡員へ連絡が入り、調整に入ります。
- 初回は、手続き書類関連や訪問看護事業者との調整等に時間を要しますので、1 か月以上前にはご相談をお願いします。2回目以降の利用時も、利用するステーションの空き状況等もありますので、早めにご相談ください。

②主治医に利用する訪問看護ステーション宛ての指示書を作成してもらう

- 申請者から、主治医に本事業の実施について許可を得てもらってください。
- 安全に事業を実施するため、主治医に訪問看護ステーション宛ての「訪問看護指示書」を作成してもらってください。指示書の指示期間が、在宅レスパイト利用日時を含むようにしてください。
- 既に訪問看護のために、利用するステーション宛ての指示書を作成している場合には、その指示書に「本指示書は在宅レスパイト事業の指示書を兼ねる」と記載をしてもらってください。

※状況によっては、保健所担当者から指示書手続きの依頼をお願いします。

③申請書類を提出する（利用の都度）　様式第１号「在宅レスパイト申請書」

- 利用希望日の 14 日前までに所定の申請書類を県（管轄保健所経由で）へ提出するように説明をお願いします。
- 緊急性が高いと県が認めたときは口頭による申請を可能とし事後速やかに申請を行ってください。

※利用開始前の訪問看護事業所、介護者を含めた打合せは、初回利用に含まれますので、申請書を作成してください。

④患者宅へ訪問し、本事業についての説明・打ち合わせをする

- 初回利用時は、難病相談連絡員と保健所担当者、訪問看護事業者が、ご自宅へ訪問します。本事業についての説明と利用日時等の打ち合わせを行います。
- 現在利用していないステーションが入る場合は、現在利用しているステーションより看護サマリーで情報提供をしてもらいます。実際に、訪問看護日にケア方法を伝えて頂きます。

⑤利用決定　様式第２号「在宅レスパイト承認（不承認）通知書」　様式第３号「在宅レスパイト決定通知書」

- 県庁疾病対策課において、申請内容を確認、審査の上、利用を決定します。県庁疾病対策課より保健所経由で申請者宛てへ「在宅レスパイト承認（不承認）通知書」をお送りします。
- 県庁疾病対策課より訪問看護事業者宛てに「在宅レスパイト決定通知書」をお送りします。

⑥看護人派遣

- 利用を決定した訪問看護ステーションは、看護人派遣を派遣します。

⑦訪問看護事業者は、在宅レスパイト報告書（様式第 4 号）を県庁疾病対策課へ提出する

- 派遣終了後、毎月 10 日までに、県庁疾病対策課宛てに終了報告書等書類の提出をお願いします。
- 提出物：①在宅レスパイト終了報告書　②健難病患者在宅レスパイト事業看護人派遣費用請求書

レスパイト事業については、次の茨城県立中央病院のホームページを参照ください

https://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/department/suport_section/iryosoudan/nanbyo/

↑URL　　QR コード→

レスパイト入院の流れ

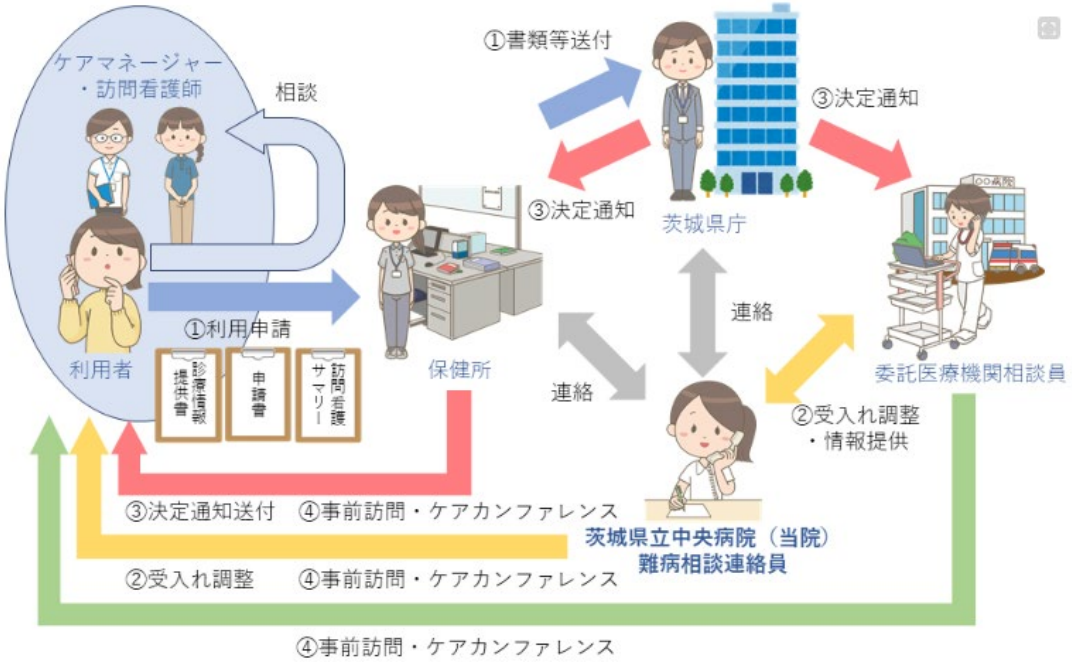

茨城県立中央病院のホームページより
「レスパイト入院」と「在宅レスパイト」の手続きの流れ

難病患者在宅レスパイトの流れ

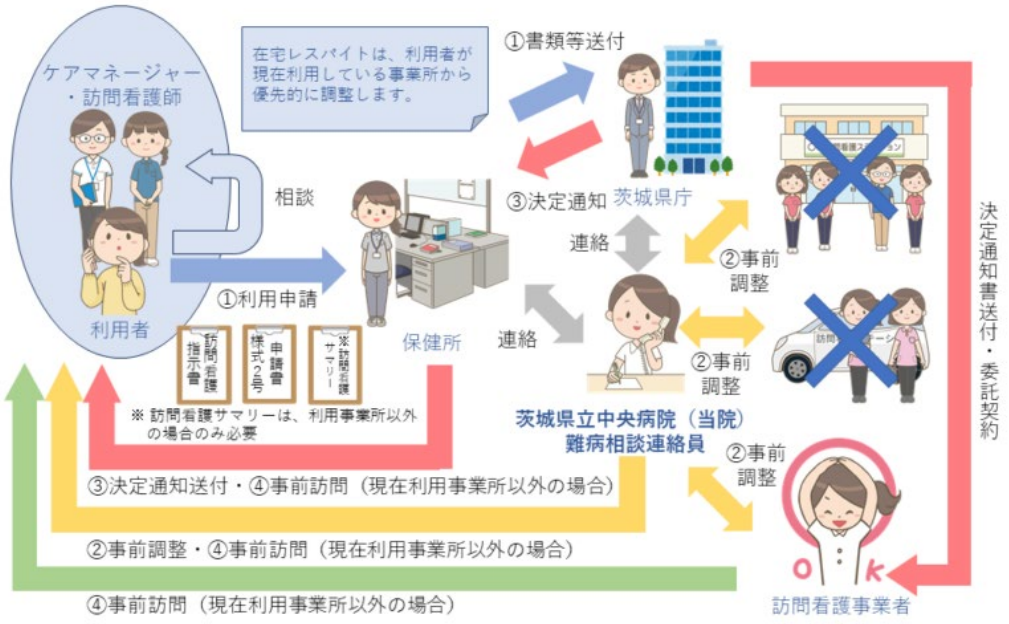

在宅人工呼吸器使用患者支援事業相談窓口

最寄りの保健所又は県庁疾病対策課難病対策グループまでご連絡ください。

保健所	所在地	連絡先	管轄区域(市町村)
中央保健所	水戸市笠原町993-2	TEL 029-244-2828 FAX 029-241-5313	笠間市、小美玉市、茨城町、 大洗町、城里町
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町95	TEL 029-212-7272 FAX 029-265-5040	常陸太田市、ひたちなか市、 常陸大宮市、那珂市、東海村、 大子町
常陸大宮支所	常陸大宮市姥賀町2978-1	TEL 0295-52-1157 FAX 0295-52-2865	
日立保健所	日立市助川町2-6-15	TEL 0294-22-4192 FAX 0294-24-5132	日立市、高萩市、北茨城市
潮来保健所	潮来市大洲1446-1	TEL 0299-66-2118 FAX 0299-66-1613	鹿嶋市、潮来市、神栖市、 行方市、鉾田市
鉾田支所	鉾田市鉾田1367-3	TEL 0291-33-2158 FAX 0291-33-3136	
竜ヶ崎保健所	龍ケ崎市2983-1	TEL 0297-62-2172 FAX 0297-64-2693	龍ケ崎市、取手市、牛久市、 守谷市、稲敷市、美浦村、 阿見町、河内町、利根
土浦保健所	土浦市下高津2-7-46	TEL 029-821-5398 FAX 029-826-5961	土浦市、石岡市、 かすみがうら市
つくば保健所	つくば市松代4-27	TEL 029-851-9291 FAX 029-851-5680	常総市、つくば市、 つくばみらい市
筑西保健所	筑西市二木成615 筑西合同庁舎1F	TEL 0296-24-3914 FAX 0296-24-3928	結城市、下妻市、筑西市、 桜川市、八千代町
古河保健所	古河市北町6-22	TEL 0280-32-3062 FAX 0280-32-4323	古河市、坂東市、 五霞町、境町
水戸市保健所	水戸市笠原町993-13	TEL 029-243-7311 FAX 029-243-7588	水戸市
疾病対策課 (県庁)	水戸市笠原町978-6	TEL 029-301-3220 FAX 029-301-3239	

在宅等における療養支援

難病と診断された方は、入院、検査、治療内容、医療費のこと等の不安があります。
また、難病というわからない病気で、今後の生活がどうなるのか心配になります。
難病患者に対しては、療養生活する上で医療支援だけではなく、社会的な支援についても必要になってきます。とくに仕事を継続できるように両立支援については、診断された時から治療計画の一環として、支援計画を立てていかなければなりません。
ここでは、難病を支援する相談窓口、福祉制度やサービスについて説明します。

◎病気の相談
◎在宅サービスや補装具が必要になった場合
◎身体に障害が出てきた場合

病気の相談(療養・生活支援)

難病の在宅療養相談ができる主なところは下表のとおりです。

機関名	連絡先	対応相談内容
茨城県 保健医療部保健所	保健所一覧 (27ページ参照)	特定医療費助成申請等の手続きをとおして、難病に関する情報提供や在宅療養に関する相談を行う。 ・患者や家族からの難病相談・指導(レスパイトに関する相談) ・患者向け難病研修会・交流会の開催
茨城県 難病相談支援センター	〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見4669-2 ℡029-840-2838	難病に悩む方が,住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう関係機関と連携し、療養支援を行っています。 ・日常生活や療養生活について電話または面接相談・支援 ・指定難病に関する情報提供 ・地域交流活動や患者会との交流会 ・就労相談に関する相談 ・患者向け難病講演会・交流会の案内
筑波大学附属病院 難病医療センター	〒305－8576 つくば市天久保2-1-1 ℡029－853－7580	より早期に正しい診断ができる県内外の医療機関との連携を強化し、診断・治療の支援を行っています。 ・医療機関等からの難病の診断・治療に関する相談 ・未診断疾患に関する相談 難病医療に係る医療従事者向け研修会の開催
茨城県立中央病院	〒309－1793 笠間市鯉淵652 ℡0296-77-1121	レスパイト事業に関する療養相談を行っています。 ・難病レスパイト入院や在宅レスパイト事業に関する相談・調整 ・在宅療養支援に関する研修会 (茨城県難病相談支援センターとの共催)

◆茨城県難病団体連絡協議会

茨城県難病団 体連絡協議会	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館4階 TEL(FAX)029-244-4535	難病のテレフォン相談やピア相談、難病患者の地域交流会を行っています。 ・難病連テレフォン相談・ピア相談(小児慢性疾患) 月～金曜日　受付＝10時～16時 問い合わせ　電話　029-244-4535 ・難病患者会の交流会の開催や患者会への支援 ・難病フェスタ等の開催

難病患者さん等への支援機関一覧

◆各市町村（代表電話番号）

五十音順

	市町村名	電話番号	郵便番号	所在地
あ	阿見町	029-888-1111	300-0392	稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
い	石岡市	0299-23-1111	315-8640	石岡市石岡一丁目1番地1
	潮来市	0299-63-1111	311-2493	潮来市辻626
	稲敷市	029-892-2000	300-0595	稲敷市犬塚1570番地1
	茨城町	029-292-1111	311-3192	東茨城郡茨城町小堤1080
う	牛久市	029-873-2111	300-1292	牛久市中央3丁目15番地1
お	大洗町	029-267-5111	311-1392	東茨城郡大洗町磯浜町6881－275
	小美玉市	0299-48-1111	319-0192	小美玉市堅倉835
か	笠間市	0296-77-1101	309-1792	笠間市中央三丁目2番1号
	鹿嶋市	0299-82-2911	314-8655	鹿嶋市大字平井1187番地1
	かすみがうら市	0299-59-2111	315-8512	かすみがうら市上土田461
	神栖市	0299-90-1111	314-0192	神栖市溝口4991－5
	河内町	0297-84-2111	300-1392	稲敷郡河内町源清田1183
き	北茨城市	0293-43-1111	319-1592	北茨城市磯原町磯原1630
こ	古河市	0280-92-3111	306-0291	古河市下大野2248
	五霞町	0280-84-1111	306-0392	猿島郡五霞町小福田1162ー1
さ	境町	0280-81-1300	306-0495	猿島郡境町391ー1
	桜川市	0296-58-5111	309-1293	桜川市羽田1023番地
し	下妻市	0296-43-2111	304-8501	下妻市本城町2丁目22番地
	常総市	0297-23-2111	303-8501	常総市水海道諏訪町3222ー3
	城里町	029-288-3111	311-4391	東茨城郡城里町大字石塚1428ー25
た	大子町	0295-72-1111	319-3521	久慈郡大子町大字北田気662
	高萩市	0293-23-2111	318-8511	高萩市本町1ー100ー1
ち	筑西市	0296-24-2111	308-8616	筑西市丙360番地
つ	つくば市	029-883-1111	305-8555	つくば市研究学園1丁目1番地1
	つくばみらい市	0297-58-2111	300-2395	つくばみらい市福田195
	土浦市	029-826-1111	300-8686	土浦市大和町9番1号
と	東海村	029-282-1711	319-1192	那珂郡東海村東海三丁目7番1号
	利根町	0297-68-2211	300-1696	北相馬郡利根町布川841ー1
	取手市	0297-74-2141	302-8585	取手市寺田5139番地
な	那珂市	029-298-1111	311-0192	那珂市福田1819ー5
	行方市	0299-72-0811	311-3892	行方市麻生1561ー9

市町村一覧

	市町村名	電話番号	郵便番号	所在地
は	坂東市	0297-35-2121	306-0692	坂東市岩井4365番地
ひ	日立市	0294-22-3111	317-8601	日立市助川町1－1－1
	常陸太田市	0294-72-3111	313-8611	常陸太田市金井町3690
	常陸大宮市	0295-52-1111	319-2292	常陸大宮市中富町3135－6
	ひたちなか市	029-273-0111	312-8501	ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ほ	鉾田市	0291-33-2111	311-1592	鉾田市鉾田1444－1
み	水戸市	029-224-1111	310-8610	水戸市中央1－4－1
	美浦村	029-885-0340	300-0492	稲敷郡美浦村大字受領1515
も	守谷市	0297-45-1111	302-0198	守谷市大柏950番地の1
や	八千代町	0296-48-1111	300-3592	結城郡八千代町大字菅谷1170
ゆ	結城市	0296-32-1111	307-8501	結城市中央町二丁目3番地
り	龍ケ崎市	0297-64-1111	301-8611	龍ケ崎市3710

◆保健所

茨城県が設置

名称	住所	ＴＥＬ／ＦＡＸ	管轄地域
中央保健所	〒310-0852 水戸市笠原町993-2	**029-241-0100** 029-241-5313	笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
ひたちなか保健所	〒312-0005 ひたちなか市新光町95	**029-265-5515** 029-265-5040	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
ひたちなか保健所 常陸大宮支所	〒319-2251 常陸大宮市姥賀町2978-1	**0295-52-1157** 0295-52-2865	
日立保健所	〒317-0065 日立市助川町2-6-15	**0294-22-4188** 0294-24-5132	日立市、高萩市、北茨城市
潮来保健所	〒311-2422 潮来市大洲1446-1	**0299-66-2114** 0299-66-1613	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
潮来保健所 鉾田支所	〒311-1517 鉾田市鉾田1367-3	**0291-33-2158** 0291-33-3136	
竜ケ崎保健所	〒301-0822 龍ケ崎市2983-1	**0297-62-2161** 0297-64-2693	龍ケ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
土浦保健所	〒300-0812 土浦市下高津2-7-46	**029-821-5342** 029-826-5961	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば保健所	〒305-0035 つくば市松代4-27	**029-851-9287** 029-851-5680	常総市、つくば市、つくばみらい市
筑西保健所	〒308-0841 筑西市二木成615	**0296-24-3911** 0296-24-3928	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古河保健所	〒306-0005 古河市北町6-22	**0280-32-3021** 0280-32-4323	古河市、坂東市、五霞町、境町

水戸市が設置

名称	住所	ＴＥＬ／ＦＡＸ	管轄地域
水戸市保健所	〒310-0852 水戸市笠原町993-13	**029-305-6290** 029-241-0350 （保健総務課）	水戸市

令和７年度 茨城県在宅難病患者一時入院事業 委託契約医療機関一覧

R7.4.1

No.	医療圏 二次保健	管轄 HC	医療機関名	郵便番号	所在地	TEL	備考
1	水戸	中央保健所	茨城県立中央病院	309-1793	笠間市鯉淵6528	0296-77-1121	難病診療連携拠点病院
2			水戸赤十字病院	310-0011	水戸市三の丸3-12-48	029-233-9272	難病医療協力病院 神経難病ネットワーク専門部会委員所属医療機関
3			医療法人清真会 丹野病院	310-0841	水戸市酒門町仲田4887	029-226-6555	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
4			医療法人弘仁会 志村病院	310-0063	水戸市五軒町1－5－11	029-221-2181	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
5			独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	311－3193	東茨城郡茨城町桜の郷280	029-240-7711	難病医療協力病院 神経難病ネットワーク専門部会委員所属医療機関
6			社会医療法人財団古宿会 水戸中央病院	311-1135	水戸市六反田町1136－1	029-309-8524	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
7			笠間市立病院	309-1734	笠間市南友部1966番地1	0296-77-0034	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
8			水戸協同病院	310-0015	水戸市宮町3-2-7	029-231-2371	難病医療協力病院
9			医療法人社団協栄会 大久保病院	310-0905	水戸市石川4－4040－32	029-254-4555	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
10	常陸太田・ひたちなか	ひたちなか保健所	株式会社日立製作所 ひたちなか総合病院	312-0057	ひたちなか市石川町20番1	029-354-5111	難病医療協力病院 神経難病ネットワーク専門部会委員所属医療機関
11			医療法人博仁会 志村大宮病院	319-2261	常陸大宮市上町313	0295-53-2170	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
12	日立	保健所 日立	北茨城市民病院	319-1711	北茨城市関南町関本下1050	0293-46-1121	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
13	鹿行	潮来保健所	公益財団法人 鹿島病院	314-0012	鹿嶋市大字平井1129番地2	0299-82-1271	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
14			社会福祉法人白十字会 白十字総合病院	314-0134	神栖市賀2148	0299-92-3311	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
15	取手・竜ケ崎	竜ケ崎保健所	社会福祉法人恩賜財団済生会 龍ケ崎済生会病院	310-0854	龍ヶ崎市中里1－1	0297-63-7111	難病医療協力病院 神経難病ネットワーク専門部会委員所属医療機関
16			JAとりで総合医療センター	302-0022	取手市本郷2－1－1	0297-74-5551	難病医療協力病院 神経難病ネットワーク専門部会委員所属医療機関
17			社会医療法人若竹会 つくばセントラル病院	300-1211	牛久市柏田町1589－3	029-872-1771	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
18			医療法人西秀会 西間木病院	302-0034	取手市戸頭1-8-21	0297-78-1101	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
19			医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	300-1296	牛久市猪子町896	029-873-3111	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
20			医療法人美湖会 美浦中央病院	300－0412	稲敷郡美浦村宮地596	029-885-3551	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
21			東京医科大学茨城医療センター	300-0395	稲敷郡阿見町中央3-20-1	029-887-1161	難病医療協力病院 神経難病ネットワーク専門部会委員所属医療機関
22	土浦	保健所 土浦	医療法人社団青洲会 神立病院	300-0011	土浦市神立中央五丁目11番2号	029-831-9711	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
23	つくば	つくば保健所	医療法人社団桜水会 筑波病院	305-0043	つくば市大角豆1761	029-855-0777	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
24			医療法人恵仁会 筑波中央病院	300-4231	つくば市北条5118	029-867-1211	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
25	筑西・下妻	筑西保健所	医療法人 宮田医院	308-0031	筑西市丙59番地	0296-22-2440	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
26			茨城県西部メディカルセンター	308-0813	筑西市大塚555番地	0296-24-9111	難病医療協力病院 神経難病ネットワーク専門部会委員所属医療機関
27			社会医療法人恒貴会 協和中央病院	309-1107	筑西市門井1676番地1	0296-57-6131	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
28			医療法人社団同樹会 結城病院	307-0001	結城市結城9629番地の1	0296-33-4161	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
29	古河・坂東	古河保健所	医療法人鴻人会 上の原病院	309-1226	桜川市上野原地新田159－2	0296-75-3128	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
30			医療法人仁寿会 総和中央病院	306-0221	古河市駒羽根825－1	0280-92-7055	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関
31			友愛記念病院	306-0232	古河市東牛谷707	0280-97-3000	人工呼吸器を装着した特定疾患・指定難病患者の入院受入体制が整備されている医療機関